

見積合せ公告

下記のとおりオープンカウンターに付します。

記

1. オープンカウンターに付する事項等

(1) 委託業務名称	平成30年度不動産鑑定評価委託業務（1回）
(2) 対象不動産	別紙「対象財産一覧表」のとおり
(3) 業務の概要	不動産鑑定評価仕様書のとおり
(4) 業務期間	契約日の翌日から 平成30年6月22日（金）
(5) 見積書の提出期限・場所	平成30年4月26日（木） 17時15分まで 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎6階 北陸財務局会計課経理係
(6) 見積合せ日時・場所	平成30年4月27日（金） 9時00分から 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎6階 北陸財務局会計課

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の財務省競争参加資格（全省統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」）において、「A」「B」「C」「D」いずれかの等級に格付けされ、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、本業務の参加申込書等の提出期限までに競争参加資格（全省統一資格「役務の提供等」の「調査・研究」）の審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者のうち「A」「B」「C」「D」いずれかの等級に格付けされ、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、競争参加資格は、参加申込書等の提出期限までに各省各庁からの「資格審査結果通知書」と同様の参加資格を有することが確認できる者であることを含む。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）であること。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は同担当官が実施した入札等の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、若しくは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号(以下「法」という。))第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者（以下「鑑定業者」という。）であって、本業務の参加申込書等の提出期限の日から過去3年以内に法第41条に基づく監督処分を受けていない者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 下記5. の参加説明書等の交付を受けている者であること。

3. 競争に参加する者に必要な要件

- (1) 1つの申込番号を1口とし、見積合せの参加にあたっては、各県につき1業者1口とする。
- (2) 不動産鑑定業者が平成28年、平成29年において、評価財産所在地域（同一県内）に関する公示地・基準地の不動産鑑定評価実績を有すること。

4. 契約条項等を示す場所

〒921-8508
金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎6階
北陸財務局会計課経理係
電話番号：076-292-7867（ダイヤルイン）

5. オープンカウンター参加説明書等の交付期間・場所

- (1) 交付期間 平成30年4月10日(火)～平成30年4月23日(月)
8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 交付場所 北陸財務局管財部首席国有財産鑑定官(金沢新神田合同庁舎6階)
電話番号: 076-292-7872(ダイヤルイン)
- (3) 交付方法 交付場所で交付する。
また、FAXで依頼した者については、郵送により交付する。
FAX番号: 076-291-2453(管財部)

6. オープンカウンター参加申込書及び誓約書等の提出期限・場所

- (1) 提出期限 平成30年4月24日(火) 17時15分まで
受付時間は8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分
- (2) 提出方法 直接持参、若しくは簡易書留郵便により提出すること。
- (3) 提出場所 上記4.に同じ。

7. オープンカウンター参加申込書及び誓約書等の審査等

所定の期限、場所に提出されたオープンカウンター参加申込書(添付書類含む)により、競争参加資格・要件について審査を行い、審査結果を参加者に通知する。

8. 見積書の記載金額について

見積合せの成立にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって見積成立価格とするので、見積合せ参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

9. 見積書の無効等

- (1) 本公告に示したオープンカウンターへの参加に必要な資格・要件を満たさない者の見積書は無効とする。
- (2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。
- (3) オープンカウンター参加説明書の指示事項を遵守していない見積書は無効とする。
- なお、無効な見積書を提出した者を委託業者としていた場合は、当該決定を取消す。

10. 委託業者の決定等

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約相手方とする。なお、同額の見積価格があった場合は、オープンカウンターの事務に関係のない職員が「くじ」を引き、契約相手方を決定する。

また、オープンカウンターの結果は、全ての参加者に通知する。

11. 委託契約の締結等

「不動産鑑定評価請書」を作成する等により、委託契約を締結するものとする。

12. 不動産鑑定評価書の提出期限・場所等

不動産鑑定評価仕様書のとおり。

13. 契約保証金

免除する。

14. その他

- (1) 手続において使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 使用する通貨は、日本国通貨(円)に限る。
- (3) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (4) オープンカウンターに参加するにあたっての留意事項など具体的な手続きは、オープンカウンター参加説明書による。
- (5) その他不明な点については、北陸財務局管財部首席国有財産鑑定官に照会すること。
電話番号: 076-292-7872(ダイヤルイン)

以上公告する。

平成30年4月10日

支出負担行為担当官
北陸財務局総務管理官 左 近 真

(別紙)

対象財産一覧表

申込番号	所 在 地	区 分	数 量	開札日時	
富-A	① 魚津市三ヶ字前田1229番1外1筆	土 地	378.21m ²	4/27 (金)	9:00~
福-A	① 敦賀市桜ヶ丘町5番29外3筆	土 地	308.87m ²		9:15~